

神奈川県監査委員公表第 5 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成23年 3 月 18 日

神奈川県監査委員 木 原 英 和
同 高 岡 香
同 長 峯 徳 積
同 国 吉 一 夫
同 此 村 善 人

- 1 監査実施箇所名
商工労働局企画調整部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 3 日（平成 22 年 6 月 3 日から 4 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 支出事務において、委託料の支払に当たり、契約に基づく概算払を行っていなかった。(経理課)	指導事項については、課内での審査体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による相互の確認をさらに徹底させるなど、課内での審査体制をより一層充実させ、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
商工労働局産業部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 3 日（平成 22 年 6 月 7 日から 9 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 物品管理事務において、物品管理票に記載された備品の所在が確認できないものがあつた。	指導事項については、備品の廃棄処分時に適切な事務処理がなされておらず、その後の事務引継ぎもなされていなかったことによるものである。 当該備品については、職員調査後速やか

に処分の手続きを行い、関係書類の内容を整理した。

今後は、このようなことがないように、物品の管理について再点検を行い、適正な管理を徹底することとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県広域幹線道路事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 9 月 17 日（平成 22 年 8 月 27 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 予算の執行において、雑誌購読料等に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあつた。	指導事項については、予算執行管理及び適正な会計事務処理についての認識が徹底されていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、予算執行管理を一層徹底し、適正な会計事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
議会局
- 2 監査実施日
平成 22 年 9 月 22 日（平成 22 年 8 月 11 日間職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品に所在の確認ができないものがあつた。	指導事項については、使用不能となった備品を適正な事務処理を行わず廃棄してしまったことによるものであり、速やかに備品出納簿から払い出した。 今後は、このようなことがないように、財務規則の遵守を徹底するとともに、複数の職員による処理手続の確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。